

## 中部森林管理局随意契約見積心得

### (目 的)

第1条 中部森林管理局所掌の契約を随意契約により行う場合における見積りその他の取扱いについては、会計法（昭和22年法律第35号）、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令（昭和55年大蔵省令第45号）その他の法令に定めるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

### (見積者の資格)

第2条 見積りをしようとする者（以下「見積者」という。）は、当該随意契約について、契約担当官等（会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下同じ。）から見積参加者としての通知を受けた者でなければならない。

### (見積り等)

第3条 見積者は、見積依頼書、仕様書、図面、契約書(案)、請書(案)及び現場等（以下「見積依頼書等」という。）を熟覧の上見積りしなければならない。この場合において、見積依頼書等について疑義があるときは、見積日時に支障を及ぼさない範囲内で関係職員の説明を求めることができる。

2 見積者は、見積書（様式第1号）を作成し、封かんの上見積者の氏名（法人にあっては、法人名）、宛名及び見積件名を表記し、見積依頼書に示した日時までに契約担当官等に提出しなければならない。

ただし、電子入札システム又は電子調達システム（以下「電子入札システム等」という。）により見積書を提出する場合は、同システムにおいて見積書を作成し、見積依頼書に示した日時までに提出し、見積書受付票を受理しなければならない。

3 見積者は、契約担当官等においてやむを得ないと認められたときは、見積書を郵便をもって提出することができる。この場合においては、二重封筒とし、中封筒の表に前項の所定事項を記載し、表封筒に封かんの上、「見積書在中」と朱書きして書留郵便とし、契約担当官等宛ての親展で提出しなければならない。

4 押印を省略した見積書であり、契約担当官等が認めた場合、電子メールで見積書を提出するものとする。

5 見積者は、見積書を提出した後は、見積書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

6 見積者が、代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す委任状（様式第2号）を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をしなければならない。

7 見積者は、暴力団排除に関する誓約事項（様式第3号）について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

(見積りの取りやめ)

第3条の2 見積者は見積書を提出するまでは、いつでも見積りを取りやめることができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって見積りをした者がいないときに再度の見積合わせを行う場合も、また同様とする。

- 2 前項の場合において、見積者は、辞退届を電子入札システム等の入力画面上において作成の上、見積書の提出期限までに電子入札システム等により提出し、又は辞退届(様式第8号)を契約担当官等に持参し、若しくは郵送等により提出するものとする。ただし、これによることができない場合は、辞退届(様式第8号)又はその旨を明記した見積書を、見積合わせを執行する者に直接提出するものとする。
- 3 見積りを取りやめた者は、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な見積りの確保)

第3条の3 見積者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積者と見積価格又は見積意志についていかなる相談も行わず、独自に見積価格を定めなければならない。
- 3 見積者は、契約の相手方の決定前に、他の見積者に対して見積価格を意図的に開示してはならない。
- 4 第1項から第3項に該当する場合は、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(見積合わせの取りやめ等)

第4条 見積者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、見積りを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積者への依頼を取りやめ、又は見積合わせの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(無効の見積り)

第5条 次の各号の一に該当する見積りは無効とする。

- 一 委任状を持参しない代理人のした見積り
- 二 記名を欠く見積り(電子入札システム等による場合は、電子証明書を取得していない者のした見積り)
- 三 金額を訂正した見積り
- 四 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積り
- 五 同一事項の見積りについて、同一人が2通以上なした見積り又は見積者若しくはその代理人が他の見積人の代理をした見積り
- 六 見積書の提出期限後に到達した見積り
- 七 暴力団排除に関する制約時効(様式第3号)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた見積り
- 八 見積りについて契約担当官等が示した以外の条件を付した見積り
- 九 その他、見積りに関する条件に違反した見積り

2 見積書提出後、随意契約の相手方を決定するまでの間において、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、当該者のした見積りは無効として取り扱うものとする。

- 一 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省が発注する契約からの排除要請があったとき
- 二 前項の事実が判明したとき

(見積書の取扱い)

第6条 提出された見積書は、開封前も含め返却しないこととする。見積者が連合し若しくは不穩の行動をなす等の情報があった場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、見積書等を公正取引委員会及び警察当局に提出する場合がある。

(契約の相手方の決定)

第7条 見積書を提出した者のうち契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって見積りをした者を契約の相手方とする。

2 見積りの結果、予定価格の制限に達した見積りがないときは、再度見積りを行うことがある。この場合、第1回目の最高又は最低の見積価格を下回る又は上回る価格で見積りした者の見積りは無効とし、当該見積りに係る第3回目以降の見積参加者の資格を失うものとする。第3回目以降に行う見積りについても上記を準用して行うものとする。

ただし、建設工事の随意契約見積りの場合にあっては、見積り執行回数は原則として2回を限度とする。

3 前項の見積りを行ってもなお予定価格の制限に達した見積書の提出がない場合には、契約担当官等は当該見積りを打ち切ることがある。

4 第2項の見積りには、第5条に規定する無効の見積りをした者は参加することができないものとする。

5 郵便による見積りを行った者がある場合において、直ちに再度の見積りを行うことができないときは、契約担当官等が指定する日時において、再度の見積りを行う。

6 契約の相手方となるべき見積りをした者が2人以上あるときは、直ちに当該見積りをした者にくじを引かせて、契約の相手方を定めるものとする。ただし、電子調達システムにより見積りがある場合は、電子調達システムの電子くじにより契約相手方を定めるものとする。

7 前項の場合において、当該見積りをした者のうち、くじを引かない者、郵便又は電子入札システム等による見積りで当該見積りに立ち会わない者があるときは、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(契約保証金等)

第8条 契約の相手方は、契約書の案の提出と同時に、契約金額（見積書に記載した金額に消費税相当額を加えた額）の100分の10以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に納付し又は提出しなければなら

ない。

ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。

- 2 契約の相手方は、前項本文の規定により契約保証金を納付する場合には、あらかじめ、現金を取扱官庁の保管金取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に振り込み、保管金領収証書の交付を受け、これに保管金提出書（様式第4号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 3 契約の相手方は、第1項本文の規定による契約保証金を歳入歳出外現金出納官吏又は取扱官庁に直接納付 することができるのは、契約担当官が認めた場合に限るものとする。なお、納付に際しては、関係職員の調査を受け、その面前においてこれを封緘の上、氏名及び金額を封皮に明記して保管金提出書を添えて差し出さなければならない。
- 4 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保を提供する場合において、当該担保が有価証券であるときは、あらかじめ、当該有価証券を取扱官庁の保管有価証券取扱店（日本銀行の本店、支店又は代理店）に払い込み、政府保管有価証券払込済通知書の交付を受け、これに政府保管有価証券提出書（様式第5号）を添えて取扱官庁に提出しなければならない。
- 5 契約の相手方は、第1項本文の規定により提供する契約保証金に代わる担保が銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証である場合においては、当該保証に係る保証書を契約担当官等に提出しなければならない。
- 6 第1項ただし書の場合において、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結により契約保証金の免除を受けようとする場合においては、それぞれ当該公共工事履行保証証券に係る証券又は当該履行保証保険に係る証券を契約担当官等が指示するときまでに提出しなければならない。
- 7 契約の相手方は、第1項本文の規定により契約保証金に代わる担保が振替国債である場合においては、あらかじめ政府担保振替国債提供書並びに政府担保振替国債提供書確認資料を取扱官庁に提出し、当該振替国債の提供を申し出なければならない。また、取扱官庁から申出を承認する旨を記載した政府担保振替国債提供書の交付を受けたときは、当該提供書に記載されている期日までに取扱官庁の口座に当該振替国債に係る増額の記載又は記録がされるよう、取引先の銀行・証券会社等に 振り替えの申請を行わなければならない。
- 8 契約保証金又は契約保証金に代わる担保としての振替国債については、契約履行後にその払渡請求書と引換えにこれを還付する。また、銀行等の保証については、その受領書（様式第6号）と引換えにこれを返還する。
- 9 契約の相手方が契約を結ばないときは、契約金額（見積書に記載した金額に消費税相当額を加えた額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

（契約書等の提出）

第9条 契約の相手方は、契約書を作成するときは、契約担当官等から交付された契約書の案に記名押印の上、契約の相手方を決定した日から7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の

休日を含まない)に、これを契約担当官等へ提出しなければならない。

- 2 契約担当官等は、契約の相手方が前項に規定する期間内に契約書の案を提出しないときは、これを契約の相手方としないことがある。
- 3 契約担当官等が、契約書の作成を要しないと認めた場合においては、契約の相手方は、速やかに請書その他これに準ずる書面を契約担当官等に提出しなければならない。ただし、契約担当官等がその必要がないと認めて指示したときは、この限りでない。
- 4 当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）第9条に定める対象建設工事である場合は、第1項の契約書の案の提出以前に建設リサイクル法第12条第1項の規定に基づく説明及び第13条第1項の規定に基づく協議を行わなければならない。
- 5 契約担当官等が見積依頼において、契約書を電磁的記録により作成することができるとした契約について、契約相手方が電子調達システム等により見積りを行った場合は、第1項の規定にかかわらず、電子調達システムにおいて契約担当官等が作成した契約書の電磁的記録に電子署名を付すことにより契約書の案への記名押印及び提出に代えることができる。

（業務等完了保証人）

- 第10条 契約の相手方は、測量・建設コンサルタント等及び製造（以下この条において「業務等」という。）の請負契約については、自己に代わって自ら業務等を完了することを保証する他の同業者を保証人として立てることができる。
- 2 前項の保証人は、次に掲げる基準に適合している者から選定しなければならない。  
当該業務等の請負契約について、「農林水産本省等建設工事等契約事務取扱要領の制定について」（平成12年12月1日付け12経第1859号大臣官房経理課長通知）第31条に規定する指名基準に該当する者で契約の相手方と同等またはそれ以上に業務等の履行能力を有すると認められる者であること。
  - 3 前項の保証人の選定については、契約担当官等の承諾を得なければならない。

（異議の申立）

- 第11条 見積者は、見積書を提出後この心得、見積依頼書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

（その他の事項）

- 第12条 この心得に掲げるほか、見積りに必要な事項は、別の指示によるものとする。

附則

この適用は、平成26年10月10日から適用する。

附則

この適用は、平成28年4月1日から適用する。

附則

この適用は、令和3年4月1日から適用する。

附則

この適用は、令和4年4月1日から適用する。

附則

この適用は、令和8年5月1日から適用する。

様式第1号（第3条）

# 見 積 書

（年号） 年 月 日

担当官  
長

殿

（見 積 者）  
住 所  
商法又は名称  
代 表 者 氏 名  
（代 理 人）  
氏 名

¥

ただし、 の代金

上記のとおり、見積依頼書、見積心得等記載事項を承知のうえ、見積りいたします。

（押印を省略する場合は記載すること）

本件責任者：

本件担当者：

連 絡 先 1：

連 絡 先 2：

（注意事項）

- 1 金額はアラビア数字をもって明記すること。
- 2 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 3 本件責任者氏名、担当者氏名及び連絡先2件を記入し、押印を省略することができる。  
責任者と担当者は、別の者を記入することを原則とするが、個人事業者等で担当者及び連絡先が複数ない場合は、責任者と担当者に同一の者を記載し、又、連絡先の記載が1件でも構わないものとする。
- 4 押印を省略しない場合は、社印、代表者印、代理人へ委任している場合は、代理人使用印鑑を押印すること。

様式第2号（第3条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

- 1 見積年月日 (年号) 年 月 日
- 2 件 名
- 3 見積書提出に関する一切の件

(年号) 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

担当官  
長

殿

(押印を省略する場合は記載すること)

本件責任者：

本件担当者：

連絡先 1：

連絡先 2：

(注意事項)

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。
- 2 本件責任者氏名、担当者氏名及び連絡先2件を記入し、押印を省略することができる。  
責任者と担当者は、別の者を記入することを原則とするが、個人事業者等で担当者及び連絡先が複数ない場合は、責任者と担当者に同一の者を記載し、又、連絡先の記載が1件でも構わないものとする。
- 3 押印を省略しない場合は、社印、代表者印、代理人使用印鑑を代理人氏名の余白に押印すること。

様式第3号（第3条）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、見積書の提出をもって誓約します。

様式第4号（第7条）

保管金提出書

番号	(年号) 年度第 号
----	------------

提出の事由

有価証券取扱主任官 官職 氏名 殿

(年号) 年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の金額を保管金として提出します。

金 \_\_\_\_\_

工 事 名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第5号 (第7条)

政府保管有価証券提出書

番号	(年号) 年度第 号
----	------------

提出の事由

有価証券取扱主任官 官職 氏名 殿

(年号) 年 月 日

住 所

氏 名

上記事由により、下記の有価証券を保管有価証券として提出します。

証券名称	枚数	総額面	内 訳			備 考
			額 面	回 記 号	番 号	

工事名 \_\_\_\_\_

(注意事項)

- 1 用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。

様式第6号(第7条)

保 管 金 受 領 証 書

第 号

¥

保管の事由

上記の金額領収致しました。

(年号) 年 月 日

歳入歳出外現金出納官吏  
官 職 氏 名

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

殿

.....  
上記の金額領収致しました。

(年号) 年 月 日

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

歳入歳出外現金出納官吏  
官 職 氏 名

殿

様式第7号（第3条の2）

# 辞 退 届

（年号） 年 月 日

担当官  
長

殿

（見 積 者）  
住 所  
商法又は名称  
代表者氏名  
（代 理 人）  
氏 名

件 名

上記について、都合により見積りを辞退します。

（押印を省略する場合は記載すること）

本件責任者：

本件担当者：

連絡先1：

連絡先2：

（注意事項）

用紙の寸法は、日本産業規格A列4番とし、縦長に使用すること。